

平成 28 年度第 1 回屋久島山岳部利用対策協議会会議録要旨

日 時：平成 28 年 8 月 31 日（水）13 時 30 分～14 時 40 分
場 所：県屋久島事務所別館第 1 会議室

1 協議事項

- (1) 「世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金」の広報について
- (2) 「屋久島山岳部利用対策協議会」と「屋久島山岳部車輛運行対策協議会」の組織統合について
- (3) 平成 28 年度における入山時の収納の試行について

2 議事

〈 町環境政策課から協議事項（1）～（3）についての説明 〉

（県自然保護課）

- ・協力金の徴収率は、協力依頼の方法次第で 100 円に限りなく近づくか、3～4 割にとどまるかのどちらかである。
- ・屋久島の山岳部に入る方々が、自然に気持ち良く支払ってもらえる仕掛けづくりが大事である。例えば、港や空港に「山岳部に入る方々には協力金の納入をお願いしています。」と表記した大型看板を設置することも考えられると思う。
- ・島内において自然に支払ってもらえる空気をいろいろな所で作っていく事が大事である。
- ・入山者に協力金をお願いをするに当たり、どこまでへりくだれば良いのか。「お願いします」を強調すると、任意なので払わなくても良いと受け取られるのではないか。
- ・協力金は「世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金条例」で定められており、関係機関の総意として行われる事から、ポスター、チラシに「条例」の文言を載せるべきではないか。
- ・協力金の納入の引き換えに交付する品物の名称は、「バッジ」ではなく「協力者証」の文言の方が対外的にも良いのではないか。

（町環境政策課）

- ・港や空港での広報看板設置については、予算の面もあるので検討させてもらいたい。
- ・「協力者証」の表現については、バッジに記載すべきなのか、そうなるとデザインにも関係してくるので検討させてもらいたい。
- ・今後、条例施行日を決定する規則の公布手続が必要となってくるが、その中で「バッジ」を「協力者証」と表記することは可能であるので、検討させてもらいたい。
- ・協力金について、自然に気持ち良く納めてもらうような文言や仕組みづくりがあれば、引き続き御意見等をいただきたい。

3 報告事項

(1) 屋久島山岳部保全募金について

〈 県自然保護課から報告 〉

(県自然保護課)

- ・島にヘリコプターが飛来する機会を捉えて、工事業者の理解を得て、し尿を搬出してもらう事も選択肢の一つとして持っておく必要があると思う。
- ・人が担ぎ下ろすタイプのタンクではなくて、大きなタンクにし尿を移して一気に搬出する事を含めてヘリコプター会社と交渉をすれば、安いコストで搬出してもらえるのではないかと思うので、引き続き検討をお願いしたい。

(屋久島環境文化財団)

- ・協力金制度がスタートしたあとの収支の見込がどうなるのか、後日、教えてもらいたい。

(屋久島町議会)

- ・し尿をバケツの中に溜め置いているとのことだが、バケツの大きさはどの程度か。また、置いてあるバケツは景観を損なうことはないのか。

(町環境政策課)

- ・90ℓと70ℓの2種類のバケツがある。
- ・新高塚小屋には16個、淀川小屋は6個、鹿之沢小屋は2個、石塚小屋は6個のバケツが解消されずに溜め置かれている。
- ・貯まった分を順次運んでいるが、昨年に溜め置かれた分を解消する量までは搬出されていない。
- ・バケツの置き場所についてだが、安定した場所を探すのに精一杯であり、バケツをブルーシートで覆う等の配慮は行っていない。

(屋久島町議会)

- ・昨年、TSSトイレへ230ℓ投入したとの報告があったが、TSSトイレはどの程度の許容量があるのか。

(環境省自然保護官事務所)

- ・昨年12月の投入試験結果から、一度に230ℓ以上投入すると強い負荷がかかる。6月までは不安定な状況でトイレを閉鎖したり開けたりを繰り返したが、7月以降は比較的調子が良い。一度に大量投入するのではなく、バケツ1本分程度の量を少しずつ投入するなどしていきたいと考えている。
- ・9月のシルバーウィークでどの程度利用されるかに左右されるが、全ての条件が整うと、9月からは月2本程度は投入できるかなと考えている。ただ、投入しすぎてTSSトイレの調子が悪くなるのは避けたいので、様子を見ながら運用していきたい。

(屋久島森林管理署)

- ・昨年度、試験的にヘリコプターを使って100㍓搬出しているが、有償だったのか。

(環境省自然保護官事務所)

- ・縄文杉デッキの設置工事に併せて、業者の好意の範囲内で搬出してもらった。

(事務局)

- ・大株歩道のトイレも山岳部のトイレと認識してもらいたい。その上で、県(観光課)も大株歩道トイレの維持管理や登山道の補修費用として、1,000万円を超える額を負担しているということをご理解いただきたい。

(屋久島森林管理署)

- ・例え有償でも、し尿を大きな容器に移し替えて、ヘリコプターで搬出する事を考えてはどうだろうか。土埋木の搬出を行っていた時は、大型のヘリコプターでは、一度に2㍓までは運搬できていた。

(環境省自然保護官事務所)

- ・今年度は環境省工事と屋久島町工事で資材運搬のために2回ヘリコプターの飛来が見込まれている。2回のチャンスをうまく利用して、し尿搬出が行えればいいかなと考えている。
- ・ヘリコプターによる運搬について、昨年は、他の資材と一緒に山から下ろしてもらったので、20㍓入りのタンクの大きさが融通がきいたのかなと思う。

(町商工観光課)

- ・高塚小屋改修に係るヘリコプターの活用については、業者の方で調整中であり、単独で飛行させるか否かについては、まだ決定していない。

(町環境政策課)

- ・し尿の運搬には廃棄物の処理及び運搬に関する法律が適用される。
- ・本町の場合、し尿の収集・運搬は、許可業者に業務を委託している。ヘリコプターの所有者がし尿の運搬を行うには、廃棄物の運搬に関する許可手続が必要となる。昨年度実施したヘリコプターによる搬出は、あくまでも試行という形で行った。
- ・高塚小屋であれば屋久島町が、新高塚小屋であれば県が運搬すれば、法律上の許可は不要である。

(観光協会ガイド部会)

- ・ヘリコプターでし尿を運ぶには許可が必要となり、20㍓のポリタンクを運搬すると、業者は破損を気にして引き受けないのではないかと。大株歩道トイレを設置する際、し尿をトロッコで搬出するのか、ヘリコプターで搬出するかが議論されたが、破損を考慮してトロッコで搬出することが決定した経緯がある。

(県自然保護課)

- ・本州の山小屋では、ヘリコプターだけで資材の搬出を行っている所がたくさんあり、し尿も丈夫なタンクで搬出しているはずなので、技術的には問題はないと思う。その時のヘリコプターの会社はし尿搬出の許可業者ということもなく、トイレの管理者が自己処理という形で搬出されていると思うので、今後検証してもらって、ヘリコプターによる搬出を1つの選択肢として持っておくことも必要だと思う。

(2) し尿搬出用モノレール事業の見直しについて

〈 町環境政策課課から報告 〉

- ・質疑事項なし